

Podcast 等を活用した新たな情報配信事業支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、恵那市が実施する「Podcast 等を活用した新たな情報配信事業支援業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により公平かつ適正に選定するため、必要な事項を定めるものである。

本業務は、Podcast 等を活用した新たな情報配信の仕組みを構築し、市政情報を音声等で分かりやすく提供することにより、視覚障がい者、外国人住民、高齢者をはじめとした市民の情報アクセシビリティの向上を図ることを目的とする。また、AI 等のデジタル技術を活用し、市民が時間や場所を問わず行政情報にアクセスできる環境を整備するとともに、市内の高校生や大学生等の若者が、市政や地域に関する情報の取材、企画、制作、出演等に主体的に関わる機会を創出する。本業務を通じて、行政から市民への一方向の情報発信にとどまらず、市内の若者や事業者等が情報発信の担い手として参画し、地域と行政との新たな接点を創出することで、地域への理解や愛着を深め、将来の地域を担う人材の育成につながる情報発信環境の構築を目指す。

2. 業務概要

(1) 業務名	Podcast 等を活用した新たな情報配信事業支援業務
(2) 業務内容	別紙「Podcast 等を活用した新たな情報配信事業支援業務仕様書」のとおり
(3) 履行期間	契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
(4) 履行場所	恵那市内一円。ただし、システム設定、コンテンツ編集その他業務の性質上、市外での実施が適当な業務についてはこの限りでない。
(5) 契約上限額	3,063,720 円（消費税及び地方消費税を含む。）
(6) 事務局	恵那市 総務部 総務課 TEL : 0573-26-6802 FAX : 0573-25-6150 電子メール : kouhou@city.ena.lg.jp

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。資格要件基準日は提案書提出期間の最終日とする。なお、事業者の選定後から契約締結までの間において、次に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、事業者の選定を取り消すことがある。

- ・参加表明書の提出期限までに、恵那市競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、本業務を履行できる者であること
- ・地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと
- ・恵那市暴力団排除条例（平成 24 年恵那市条例第 31 号）に規定する暴力団員等でなく排除等の措置を受けていないこと

- ・市税の滞納をしていない者であること
- ・本市との打合せ、進捗報告及び緊急時対応等に迅速かつ的確に対応できること

4. 実施スケジュール

内 容	実施期間等
実施要領等の公表	令和8年10月27日（火）
質問の受付期限	令和8年11月5日（木）午後5時
質問の回答予定日	令和8年11月10日（火）
参加申込書提出期限	令和8年11月13日（金）午後5時
企画提案書提出期限	令和8年11月20日（金）午後5時
プロポーザル審査会の通知	令和8年11月24日（火）
プロポーザル審査会	令和8年11月27日（金）
選定結果の通知	令和8年11月30日（月）予定
契約締結	令和8年11月30日（月）以降

5. 質問の受付及び回答

- （１）受付期間 令和8年11月5日（木）午後5時まで
- （２）提出方法 質問書〔様式第2号〕を電子メール（PDF形式）により提出
※提出後、担当部署に電話にてその旨を伝えること
※電話による質問は受け付けない
- （３）提出先 「13. 問い合わせ先」に記載する電子メールアドレス
- （４）回答方法 質問書の回答予定日までに恵那市ウェブサイトに掲載する。その際、質問者は公表しない。質問内容が審査の公平性を損なうと認められる場合は、回答しないことがある。なお、回答した内容は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなすものとし、回答に対する問い合わせ及び異議申立ては受け付けない。

6. 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出すること。

- （１）提出資料等
 - ①参加表明書〔様式第1号〕
 - ②会社概要〔任意様式、パンフレット可〕
 - ③類似業務実績報告〔任意様式〕
 - ・過去5年以内を目安に、類似する主な業務実績の報告
 - ④納税証明書の写し
 - ・本店の所在における、証明年月日が公告日以降の直近の市区町村民税の未納のないことを証明する証明書の写し
- （２）提出期限：令和8年11月13日（金）午後5時
 - ・提出方法：持参、郵送又は電子メール
 - ・提出部数：各1部
 - ・提出先：「13. 問い合わせ先」へ提出
※参加表明後に辞退する場合は、辞退届（様式第3号）を速やかに提出すること

7. 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出書類は、次のとおりとする。なお、企画提案書及び見積書の電子データ（PDF 形式）を併せて提出すること。

（１）提出資料等

①企画提案書〔任意様式〕

仕様書「6. 業務内容」及び本要領「7. 選定」に定める評価項目を踏まえ、次の事項を含めて作成すること。

- ・ 本業務に対する基本的な考え方
- ・ 音声配信サービスの内容及び特徴
- ・ 音声コンテンツの制作方法及び品質管理
- ・ 若者参加型コンテンツの企画及び地域との連携方法
- ・ 実施体制及びサポート体制
- ・ 情報セキュリティ及び個人情報の取扱い
- ・ 効果測定及び改善方法
- ・ その他独自提案

②見積書〔任意様式〕

③業務実施体制報告書〔様式第４号〕

（２）提出期限 令和８年１１月２０日（金）午後５時まで ※期限必着

- ・ 提出方法：持参、郵送又は電子データ（電子データは電子メール提出可）

※電子メールの場合は電話等により受信確認を行うこと

- ・ 提出部数（紙提出の場合）：企画提案書６部（正本１部、副本５部）、その他は各１部
- ・ 提出先：「13. 問い合わせ先」へ提出
- ・ 提出後の差替え、追加及び再提出は認めない。ただし市が補足説明を求めた場合を除く。
- ・ 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- ・ 提出書類は返却しない。

※企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第３号）を速やかに提出すること（審査委員会前日の午後５時必着）

8. 参加申込書及び企画提案書等に関する留意事項

- ・ 任意様式の資料については、A４サイズで作成することを基本とし、これを超えるサイズを使用する場合は、必ずA４サイズに合わせること。
- ・ 提出資料の作成及び提出に関する費用は、事業者の負担とする。
- ・ 提出資料等の、募集期間以降の変更、修正、差し替え又は再提出は認めない。
- ・ 事業者選定における審査は提出された内容に基づいて行うが、契約締結に際し事業計画等の修正を求める場合がある。
- ・ 参加資格要件に該当しないことが判明した場合は失格となる。
- ・ 提出された資料は、行政情報開示請求により公開することがある。

9. 選定

プロポーザル審査会にて、提出資料を基にプレゼンテーション及び質疑応答による審査を実施して、受託候補者を選定する。なお、評価点が最も上位の者が何らかの事由により業務を履行することが困難となった場合は、次に評価点が高い者から順に受託候補者を選定する。

(1) プロポーザル審査会

①開催方法 対面（プレゼンテーション、デモンストレーション 20 分 質疑 10 分程度）

②開催日 令和 8 年 11 月 27 日（金）

③審査会の通知

各参加者に対し、令和 8 年 11 月 24 日（火）までに電子メールにて審査会の時間等を通知する。

④その他

- ・プレゼンテーションにあたり、必要な機材、備品等は参加者が準備すること。
- ・プロポーザル審査会場への入室は、2 名以内とする。本業務の責任者予定者は原則出席すること。
- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順で行う。
- ・参加者が 1 者の場合であっても審査を実施し、**各審査員の評価点の合計が満点の 6 割以上である場合に限り**、受託候補者として選定する。
- ・審査は、非公開で、提出書類及びプレゼンテーションにより総合的に行う。

(2) 審査方法

審査における主な評価項目及び配点は、次のとおりとする。

評価項目	主な評価の視点	配点
①業務理解・基本方針	・本業務の目的を十分理解し、情報アクセシビリティの向上、若者の参画、地域への理解・愛着の醸成及び地域人材の育成を踏まえた提案となっているか	15 点
②配信・利用環境	・自然で聞き取りやすく、適切な速度・抑揚・間による音声となっているか ・地名、人名、数字、日時、電話番号等を正確かつ分かりやすく読み上げることができるか ・広報紙の文章、表、図、写真、二次元コード等を音声で理解しやすい形に変換できるか ・固有名詞等の読み方の登録・蓄積及び校正・確認体制が確保されているか ・市民が容易に音声コンテンツへアクセスできる環境となっているか	25 点
③若者参画・地域連携	・高校、大学、地域事業者等と連携し、若者が企画、取材、収録、出演、編集等に主体的に参加できる提案となっているか	20 点

	・若者の視点を生かした地域の魅力及び市政情報の発信につながる提案となっているか ・若者のデジタル活用能力や情報発信能力の向上につながる内容となっているか ・若者の地域への理解や愛着の醸成、地域人材の育成につながる事が期待できるか ・市内事業者、関係団体、地域人材等との効果的な連携が期待できるか ・出演者や使用著作物等の権利処理を適切に行う体制が確保されているか	
④実施体制・安全性	・履行期間及び広報紙の発行スケジュール等を踏まえ、安定して制作・配信できる体制が確保されているか ・本市からの修正や公開後の訂正等に迅速に対応できるか ・AI サービスの利用を含め、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いが適切であるか ・本市との連絡調整や緊急時の対応体制が確保されているか	15 点
⑤効果検証・発展性	・配信回数、再生回数、聴取状況等を把握し、改善につなげる仕組みがあるか ・若者参加人数、実施回数、参加者の意見・感想等を把握し、事業効果を検証できる提案となっているか ・市政情報へのアクセス向上や、若者の地域・行政への関心等を把握する考え方が示されているか ・既存の広報媒体との連携や将来的なコンテンツ拡充について有効な提案があるか ・事業終了後も市及び地域が主体となって運営を継続できるよう、ノウハウの共有や運営体制の構築について有効な提案があるか	15 点
⑥価格・費用対効果	・提案内容に対して見積額が妥当であるか ・費用の内訳や追加費用の考え方が明確であるか ・継続的な運用を考慮した費用対効果が認められるか	10 点
合計		100 点

※各審査員の評価点を合計し、総合得点が最も高い者を受託候補者として選定する。評価点が同数の場合には、見積価格書の総額が低い者を受託候補者とし、見積額が同額の場合は後日くじ引きで決定する。なお、「④実施体制・安全性」のうち、情報セキュリティ、個人情報保護その他のリスク管理に関する評価が著しく低い場合は、総得点にかかわらず選定しないことがある。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、選定後、参加者に結果をメールで通知し、参加者数及び受託候補者を恵那市ウェブサイト公表する。なお、選考結果に対する問合せ及び異議申立ては受け付けない。

10. 契約に関する事項

- (1) 評価点が最も上位の者を受託候補者とし、本市との協議により委託業務に係る仕様を確定のうえ契約を締結する。
- (2) 企画提案内容は契約時の基本とするが、契約上必要な範囲で一部修正又は調整を行うことがある。
- (3) 受託候補者との協議が整わない場合は、次順位者と協議を行うことがある。
- (4) 契約保証金は免除する。

11. 失格要件

契約締結までの間に、次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類が定められた体裁、提出様式の記載すべき事項、提出期限等に適合しなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 第三者の知的財産権を侵害する行為があった場合
- (6) 見積金額（税込）が委託費の上限価格（税込）を上回っている場合

12. その他

- (1) 本プロポーザルの参加を辞退した者について、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを行わない。
- (2) 本プロポーザルに要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 書類提出後の修正や変更は、市が承諾しない限りは一切認めない。
- (4) 提出書類は一切返却しない。
- (5) 提出書類の知的財産権は、原則として各提出者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの審査、結果の公表、報告その他本プロポーザルの実施に必要な範囲で、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

13. 問い合わせ先

恵那市 総務部 総務課 広報広聴係

担当：水野

TEL：0573-26-6802

FAX：0573-25-6150

MAIL：kouhou@city.ena.lg.jp